

男鹿市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン

令和４年３月２５日作成

令和７年４月１４日改訂

1 目的

このガイドラインは、再生可能エネルギー事業（以下「事業」という。）の導入に関し、再生可能エネルギー事業者（以下「事業者」という。）の計画段階において検討すべき事項や配慮すべき事項を定めることで、地域住民や利害関係者等（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を構築し、地域と共生する事業が行われることをもって、地域住民の生活環境等の維持と市の活性化を図ることを目的とする。

2 対象施設

- (1) 次に掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設または住民生活に影響が及ぶ可能性のある改修（以下「建設等」という。）を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電施設については対象外とする。

ア 風力発電施設

イ 太陽光発電施設

ウ その他の再生可能エネルギーを利用した発電施設

- (2) 前項アに掲げる施設のうち、出力が１００キロワット未満のものについては、本ガイドラインのほか、男鹿市小規模風力発電施設の建設等に係るガイドライン（平成３０年２月２１日）に掲げる事項も遵守するものとする。

3 対象地域

このガイドラインの対象となる地域は、本市全域とする。ただし、本市域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

4 本市との情報共有

本市域内で対象施設の建設等の計画を有する者は、次の手続を実施するものとする。

(1) 市に対する説明

① 事前協議

建設等の計画概要が明らかとなった時点で、速やかに届出書（様式1）を市へ提出するものとする。また、建設等に関連する法令等については、事前に関係機関と十分協議するものとする。

② 進捗報告

ア 地域住民等に対し事業に関する説明会等を実施した場合はその議事録等（様式任意）を作成し、市へ報告するものとする。

イ 建設等に係る工事の着手、完了の各段階で市へ報告するものとする。

ウ その他、必要に応じ事業の進捗状況を市へ報告するものとする。

(2) 地域住民等に対する説明

① 説明会等の実施

建設等の計画概要が明らかとなった時点で、地域住民等に対する説明会又は書面による周知を実施するものとする。なお、実施に当たっては、市と協議の上で範囲や時期等を検討するものとする。

② 進捗報告

ア 建設等に係る工事の着手、完了の各段階で地域住民等へ報告するものとする。

イ その他、必要に応じて事業の進捗状況を地域住民等へ報告するものとする。

5 検討すべき事項

事業者は、事業を通じた地域貢献について積極的に検討し、少なくとも次の事項について考え方を示すこととする。

(1) 地元企業等の資本参加機会の確保に関する事項

(2) 建設、運営保守における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保に関する事項

(3) 市内における事業所等の開設に関する事項

(4) 事業を通じた人材育成に関する事項

(5) 地域の防災に関する事項

(6) イベントやふるさと納税等、市の事業への協力に関する事項

(7) その他地域課題の解決を図る施策への協力に関する事項

6 配慮すべき事項

事業者は、計画の検討及び事業の実施に当たり、地域との共生の観点から

次の事項について配慮するものとする。

- (1) 環境影響評価法をはじめとする関係法令及び条例、国で定めるガイドライン等を遵守、準拠すること。
- (2) 鳥獣保護区や国定公園区域等保全すべきエリアを考慮した設置場所とするとともに、住宅、学校、病院、福祉施設等との適切な離隔距離の確保、動植物に与える影響の回避又は低減、周囲の景観との調和等、適切な措置を講じ生活環境や自然環境に最大限配慮すること。
- (3) 事業の計画段階から地域住民等とのコミュニケーションの場を設定する等、良好な関係の構築を図り、事業への理解を得られるよう努めること。また、生活環境や自然環境等への影響を懸念する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに文書による合意形成に努めること。
- (4) 事業開始後において、市及び地域住民から生活環境や自然環境等への影響が提起されたときは、速やか、かつ、適切に対応すること。
- (5) 事業関連の施設に事故等が発生した場合は、国への報告に準じ、市に対しても速やかに報告すること。また、安全確保の観点から必要に応じて地域住民等への周知も行うこと。
- (6) 事業を廃止したときは、関係法令に基づき、責任をもって当該事業に係る施設を撤去すること。また、撤去後は整地、緑化、災害の防止等、必要措置を講ずるよう努めること。

7 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて改定する。

8 その他

- (1) 市は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言、指導、勧告を行うことができるものとする。
- (2) このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画については、事業者名、事業概要等を公表するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和4年3月25日から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月14日から適用する。